

山形県建設リサイクルガイドライン

平成18年10月

1. 目的

山形県建設リサイクル推進計画 06の目標値を達成するためには、事業の初期の段階から施工の各段階において、リサイクルの検討状況の把握・チェックやリサイクル原則化ルールの厳守により、公共事業発注者の責務の徹底を図る必要がある。

このため、本ガイドラインでは、リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計、積算、施工、完了の各段階における具体的な実施事項をとりまとめたものである。

2. 対象事業

山形県（農林水産部、土木部、企業局）の事業（受託工事を含む）を対象とする。

3. 実施事項

1) リサイクル計画書等の取りまとめ

対象事業を実施する機関は、リサイクルの状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うため、以下のものを取りまとめる。

(1) リサイクル計画書（別添1 概略・予備、別添2 詳細設計、別添3 当初・変更）

目的

建設副産物の発生抑制・減量化・再資源化等の検討・調整状況を把握する。

作成時期及び作成者

1) 設計業務（概略・予備設計、詳細設計）の実施時期

- ・ 業務成果として、設計業務の受注者等が作成する。（監督職員は、設計者に対し、リサイクル計画書の作成を指示する。）

2) 工事設計図書の作成時点（積算（当初・変更）段階）

- ・ 当該工事の積算担当者が作成する。

(2) 再生資源利用計画書（実施書）（様式1）及び再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2）

目的

建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、リサイクルの実施状況を把握する。

- 建設資材を搬入する場合；再生資材利用計画書
- 建設副産物を搬出する場合；再生資材利用促進計画書

作成時期及び作成者

1) 工事の着手時及び完成時

- ・ 直接工事を請け負った建設工事業業者（元請業者）が作成。

監督職員は、元請業者に対し、工事着手時及び完成時に再生資材利用計画書、再生資材利用促進計画書による報告を指示する（共通仕様書に記載有）。

2) リサイクルの徹底に向けた検討・調整等

監督職員は、リサイクルのより一層の徹底に向け、以下の検討・調整を行う。

(1) 計画案(計画・設計方針)の策定時点

- ・ リサイクル計画書を基に発生抑制・減量化、再生利用のより一層の徹底のための検討を行う。

(2) 発注準備時点

- ・ 建設発生土等については、建設情報総合管理システムの建設副産物管理システムの活用や、他機関も含めた調整を行い、積極的な工事間流用を図る。

(3) 工事契約前

- ・ 監督職員は、当該工事が建設リサイクル法対象工事である場合は、法第12条に基づき、落札者から「説明書」(参考様式1及び参考様式1に示す添付資料)の提出及び説明を受け、落札者の提出した分別解体等の方法について適切であることを確認する(共通仕様書に記載有)。
- ・ 監督職員は、当該工事が建設リサイクル法対象工事である場合は、法第13条及び建設工事請負契約約款に基づき、「解体工事に要する費用等調書」(当初契約時は様式第1号の2、変更契約時は様式第8号の2)について、落札者の記載内容を確認する。

(4) 工事着手前

- ・ 監督職員は、当該工事が建設リサイクル法対象工事である場合は、法第11条に基づき、工事着手前に知事(各総合支庁建築課、総務建築課)または、関係市長(山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市の場合のみ其々の建築指導担当課)に「通知書」(参考様式)を提出する。

(5) 工事完了時点

- ・ 監督職員は、請負業者から提出される再生資材利用計画書(実施書)、再生資材利用促進計画書(実施書)をチェックのうえ、その内容を建設事業情報総合管理システムの建設副産物管理システムに登録する。
- ・ 「建設副産物処理結果報告書」(参考様式4)に建設廃棄物処理に係るマニフェストD票写(処分終了時返送)を添付したものの提出を受ける。工事完了時に処分が完了しておらず、D票写が添付できない場合は、マニフェストB-2票写(中間処理業者受領時返送)を添付するものとし、建設リサイクル法に係る特定建設資材の再資源化等完了時に再度上記報告を受けるものとする。なお本報告により、建設リサイクル法第18条に基づく発注者への報告(・再資源化が完了した年月日、・再資源化をした施設の名称及び所在地、・再資源化等に要した費用)を兼ねるものとする。(共通仕様書に記載有)

3) リサイクル実施状況の取りまとめ

完了時の再生資材利用計画書(実施書)、再生資材利用促進計画書(実施書)は、半期毎に取りまとめることとする。